

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 令和6年4月24日（水）15:08～15:46

2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）

3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

<関係省庁>

大来 志郎	金融庁 企画市場局総務課信用制度参事官室 信用制度参事官
西田 勇樹	金融庁 総合政策局総合政策課 サステナブルファイナンス推進室長

<自治体等>

川畑 千	北海道 経済部ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業担当局長
中本 和弥	札幌市 まちづくり政策局グリーン・トランスフォーメーション推進室 特区担当部長
久保田 研介	札幌市 まちづくり政策局グリーン・トランスフォーメーション推進室 特区担当課長
七田 恒	札幌市 まちづくり政策局グリーン・トランスフォーメーション推進室 調整担当課長
長野 実	北洋銀行 取締役副頭取
岸波 光弘	北洋銀行 経営企画部成長戦略企画室 室長
赤星 宏光	北洋銀行 経営企画部成長戦略企画室 管理役
齊藤 勝	北海道銀行 取締役副頭取
盛 英二	北海道銀行 経営企画部サステナビリティ推進室 特命担当部長

<事務局>

河村 直樹	内閣府地方創生推進事務局	次長
安楽岡 武	内閣府地方創生推進事務局	審議官
正田 聡	内閣府地方創生推進事務局	参事官
佐藤 弘毅	内閣府地方創生推進事務局	参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 銀行業高度化等業務へのGX業務の追加
 - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは、関係者の方々がそろわれましたので「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は「『一定の銀行業高度化等会社』の業務へのGX業務の追加」ということで、北海道、札幌市、金融庁にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、北海道、札幌市が連名で御提出いただいたものと、金融庁から御提出いただいたものでございまして、これらにつきましては公開予定でございます。

本日の議事についても公開予定です。

進め方でございますけれども、まず札幌市から5分程度、金融庁から5分程度で御説明をいただき、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、「『一定の銀行業高度化等会社』の業務へのGX業務の追加」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、本日は御参加いただきましてありがとうございます。

早速、札幌市から御説明をお願いいたします。

○中本部長 ありがとうございます。

札幌市グリーントランスフォーメーション推進室の中本と申します。

まず私から全体概要を御説明させていただきます。その後、地域を代表する金融機関である北洋銀行と北海道銀行から補足をいただきますのでよろしくお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

現行規制の概要を整理した資料になってございます。左下の図を御覧ください。現行制度において、銀行が銀行業高度化等会社への出資等を通じて、その業務領域を拡大することが認められておりますが、この銀行業高度化等会社は大きく二つ、他業銀行業高度化等会社と一定の銀行業高度化等会社に分類されているものと認識をしてございます。このうち一定の銀行業高度化等会社につきましては、図の右にありますとおり、銀行法施行規則

に業務内容が限定列挙されておりまして、該当する場合には認可要件が緩和されていると認識をしてございます。

3 ページをお願いします。

現状と課題について整理をさせていただきました。上から3段落目になりますが、北海道、札幌市が目指しているGX産業の活性化のためには金融機関の役割がとても重要でございまして、特に地域企業に対してGX・脱炭素化の醸成を示し巻き込んでいくために、金融機関自らが出資して協働することが不可欠であると考えてございます。

次の段落になりますが、地方銀行を中心とする金融機関が地域の行政や企業としっかり連携をいたしまして、事業への影響力を確保していくためには相応の規模の出資が必要になると考えてございます。

しかしながら、次の段落になりますが、現行制度においてGX関連産業は一定の銀行業高度化等会社には含まれておりませんので、認可要件が緩和されておらず、議決権の5%を超える出資をする場合には個別の認可が必要になるということでございます。

さらにその下の段落になりますが、北海道内ではGX事業が多数展開をされ、地元金融機関へのニーズも高まる中、事業者から出資検討に対する回答を短期間で求められるということが多くなってございます。事業者側から見ますと、工場の建設や土地利用、あるいは再生可能エネルギーの製造等、様々な複雑な許認可、届出が連続をする中、出資のタイミングになって銀行だけもう一つ認可手続があるということになりまして、なかなか足並みをそろえた動きができない。このことから、より円滑に広くGX事業を推進していくことの支障が生じているという状況でございます。

また、最後の段落、補足となりますが、北海道内では例えば釧路湿原周辺に乱立する太陽光パネルの問題など、全国ニュースにもなっております。道外資本による案件については、決して違法ではないにせよ、地域の意向を十分に踏まえられないということがどうしても起こり得ます。地元金融機関が事業者と同じスピード感の下、案件にしっかり関与していくことで、地域と共存・共栄するGX事業の実現に大きく貢献できるものと考えてございます。

4 ページをお願いします。

以上のことから、この図にお示ししましたとおり、一定の銀行業高度化等会社の中にGX関連産業を加えることを提案させていただくものであります。この場合、当然ながら北海道、札幌市のゼロカーボン、あるいは経済活性化に寄与するGX関連産業を想定しているものでございます。

5 ページをお願いいたします。

構想のイメージ図となります。中段の右側に掲載してございますが、このワーキングの中でも何度か御紹介をさせていただきました情報プラットフォーム・GX認証制度の創設を計画してございます。この仕組みは、出資先を必要とする事業者にも御活用いただくことを想定してございまして、地域金融機関がGX事業に機動的に関与していく上での鍵になる

仕組みと考えてございます。

6 ページをお願いいたします。

本規制緩和による、より実現される姿といたしまして、地域金融機関が相応の規模で出資をすることで、株主として事業に主体的に関与することが可能となり、その結果、取引先の道内企業の脱炭素化及びサプライチェーンの参入支援など、地域を巻き込んだGX推進につなげていくことであるとか、地元の意向を事業に反映させること、事業の健全性に貢献できることなどの効果が期待できると考えてございます。

この資料の下段には、出資対象となり得る北海道内のGX事業、現状見えているものを一覧化してございます。こうした案件について個別の相談が地域金融機関に寄せられているという状況の中、7 ページ、広大な北海道の大地と恵まれた環境を生かしまして、さらに多くの案件が動き始めているという現状にございます。この中でも太陽光発電や水素事業、それらに伴う配送電等の付随事業は、地域金融機関が相応の出資をして協働することになるじむものと考えております。

例えば札幌市のところに掲載がございますが、水素利活用に関しましては、行政といたしましても水素社会の到来を見据え、複数の事業者と連携して先駆的に取り組んでいくことを検討しているものでございまして、地域の金融機関が機動的に動けるようになることを大きく期待するところでございます。

私からの説明は以上となりまして、北洋銀行と北海道銀行から補足をお願いいたします。
○長野取締役副頭取 北洋銀行の副頭取の長野と申します。

私から、本件に関わります地元金融機関としての期待及びリスクテークと銀行経営の健全性の確保について補足させていただきたいと思います。

地域社会に根差す我々地域金融機関は、地方創生や持続可能な社会の構築という観点で、地域産業へのリスクマネー供給について大きな期待と責任があると認識しております。特に北海道におきましては、地理的優位性と相まって、サステナブル社会実現のためGXという新たな成長分野への取組の意義はとて大きく、金融機関による一定程度のリスクテークが重要になっていると認識しております。

しかし、その一方で、地域の皆様から大切な預金をお預かりしている身としては、リスクに見合った十分なリスク管理を大前提に取り組まなければならないということも認識しております。

GX関連投資の事業リスクにつきましては、その特徴として、投資回収に長期的な期間が必要なこと、部分的には未計測なリスクも想定されますので、様々なリスクカテゴリーに対して統合的・合理的にリスク量を見積もって、リスク限度額を設定しながら適切に対応していきたいと考えております。

また、本件に関しましても、統合的なリスク管理体制の下で50%超の認可、50%以下の届出、いずれの場合も適切なリスクコントロールの下で取り組んでいきたいと思っております。

今後も、金融庁の皆様としっかりとコミュニケーションを取らせていただきながら、地元活性化のために御指導いただきながら取り組みたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○齊藤取締役副頭取 続きまして、北海道銀行の副頭取の齊藤でございます。よろしくお願いします。

GXは、地域でのサプライチェーンの構築、そこに地域金融機関の積極的な関与は重要なキーだと考えております。今回の提案は、この関与をより有効にするためのものです。

PFIを含めて公共性の高い事業においても、銀行は5%ルールがあるからと、入り口から対応できていないケースがございます。また、GX関連のスタートアップもありますが、融資での対応は難しく、出資を求める声が相応にございます。金額的には数百万円から数千万円程度、比率も大きくないケースが多いと認識しております。5%ルールがあるため、ファンドにつなぐなどの対応にとどまっております。現状でも、新たなGX関連事業で出資を打診され、前向きに検討すべき具体的な案件もございます。

もちろん実施に当たっては、個別個別の案件評価とリスク判断を前提としますが、地域金融機関が積極的に参画することは、成長だけではなくガバナンスの観点からも効果が期待できると考えております。

以上でございます。

○中本部長 札幌市からは以上となります。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、金融庁から御説明をお願いいたします。

○大来参事官 ありがとうございます。金融庁の大来と申します。

本日は、御説明の機会をいただきましてありがとうございます。

2ページにお進みください。

このワーキンググループにおきまして、銀行法を対象として御協議いただくというのは初めてと認識しておりまして、まず今回の御要望に関するお話の前に、銀行法の意義・目的について御説明させていただきます。

資料の中ほど、特に赤字のところになりますけれども、銀行法では決済サービス、金融仲介サービスといった経済活動の基盤となる公共性の高い銀行業務に滞りが生じないように、各種の規制を定めているところでございまして、今回の件に特に関係するのは業務範囲規制となります。

銀行は、法律に定められた一定の業務以外を原則営むことができないという思想で元々つくられておりまして、これが他業禁止規制になります。それをさらに徹底・補強するという観点から子会社業務範囲も限定されますし、子会社とすることができる業務を行う会社を除いて、原則国内の会社の議決権を5%を超えて取得・保有することができないこと

になっております。これが子会社業務範囲規制、それから議決権の取得等の制限でございます。

下の楕円の部分でございますが、これらの規制の趣旨は異種のリスクの混入を排除する、すなわち他業の損失による財務状況の悪化でございますとか固有業務への支障、他業において問題が発生した場合の銀行への信頼の低下などを防止するという点でございます。そのほか、銀行には、本業に専念すべきであるという考え方でございますとか、利益相反取引を防止するといったような趣旨も含まれています。

このように他業禁止の趣旨がありますが、上下の矢印の下の緑色の台形のところにありますように、昨今、銀行には経済社会の課題解決に向けてより積極的な役割を果たすというようなことも求められつつあります。そういうことも相まって、銀行法の大目的である国民経済の健全な発展に資すること、そういう社会的要請と銀行規制の趣旨を勘案しながら制度の在り方がこれまでも検討され、逐次の改正が積み重ねられてきたところでございまして、今回の御要望にある高度化等業務もその関連ということになります。

3 ページを御覧ください。

こちらは銀行業高度化等会社の制度でございまして、資料上段でございますけれども、銀行業高度化等会社というのは、個別認可の取得によって銀行業の高度化などに資する他業を営む会社の議決権を5%超保有すること、また子会社にもできるという制度でございます。この制度はIT技術を活用した金融サービス事業の拡大という社会的背景の下、銀行グループが技術活用による金融サービス拡充を行うことを可能とすべく、2016年に制度化されたものでございます。

その後、新型コロナの経済全体への影響なども背景としまして、銀行が経済回復を支える要としての役割を果たせるよう、地方創生、持続可能な社会の構築に資する業務についても対象とするというような改正が2011年に行われたわけでございますけれども、その際、上の箱の二つ目の○でございまして、一定の業務内容を行う場合には銀行業高度化等会社の認可基準を緩和する改正が行われ、これが一定の高度化等業務の制度となったわけでございます。

この一定の高度化等業務は、左下、金融審議会の報告書にもありますように、銀行グループが営むことへの期待が高いもの、銀行グループが営むことが社会的に合理的であるもの、かつ、これまでの実施状況等に鑑みて他業リスク等の著しいおそれがないものとされておりまして、右側でございますが、それに従って八つの業務が定められたところでございます。

4 ページにお進みいただきますと、元々2016年からある他業銀行業高度化等会社と2011年にできた一定の銀行業高度化等会社の認可基準でございまして、後者が右側に、そして前者が左側に記載されているところでございます。

特に左側は、他業銀行業高度化等会社の場合には、出資が全額毀損しても財務状況に影響が出ないであるとか、優越的な地位の濫用等により顧客の利益が害されないような体制

が取られているかといったような点が確認されることが右側に対して付加的になっているという状況でございます。

最後、5 ページでございます。

今回の提案と検討の方向性でございまして、御提案のほうは今し方、北海道、札幌市さんのほうからあったところでございます。この点、一定の高度化等業務の考え方に照らすと、社会経済において、GX関連業務に対して銀行グループが果たす役割への期待が高いと言えるかが一つの論点になるかと思えますけれども、全国的に見た場合には、まだそう言えるかというとなかなか難しいのかなということもあろうかと思いますが、GX関連産業に対する北海道、札幌市の姿勢を十分に踏まえて考えることができるのではないかと考えております。

もう一つの論点は、GX関連業務に銀行グループが関与することによる健全性への影響等についてです。これまでの銀行グループでの実施の蓄積はないわけでございまして、潜在的には高リスクの業務も含まれ得るわけでございましてけれども、この点、必要な行政上の措置を行うことや、運用面での対応により、未然防止、早期の是正を図ることで対応することも可能ではないかと考えます。

私からは以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明ありがとうございます。

非常に意欲的な取組になりそうと思っておりますが、一方で、具体化をしていくことも重要になっていくテーマだと思っております。

まず、北海道、札幌市のほうにお伺いしたいこととしては、GX関連産業としてどこまでを指しているのかが重要かと思っております。GX自体は、資料で言いますと例えば札幌市の資料7 ページなどにも書いていただいております、様々な産業があります。さらに政府のGXに関する推進戦略等も見えていたりいたしますと、戦略の対象は例えば自動車や航空機、船舶や、食料、農林水産業でも何かできることはあるとなっております。そういう意味では、GX産業ということを、最終的には定義で書かないといけないと思われるので、こういったものを特に想定されたいかをお伺いできればと思います。

○中本部長 ありがとうございます。札幌市、中本です。

現状、我々もGX産業をどこまでの範囲にするかを断定するところまで検討が進んでいるわけではないのですが、個別の規制緩和提案であったり、色々な取組ごとにどこまでを範囲にするかを決めていく必要があると考えております。一旦は幅広に捉えて、案件が来るたび個別にリスクなども分析しながらということ想定しておりますけれども、先ほどの御説明の中でも申し上げたとおり、特にこの中にあるものでも太陽光発電であったり水素

事業、これに付随する配送電みたいなものが地域の金融機関に出資いただくのになじむものと考えてございますので、この辺を軸にしつつ、今後の検討の過程の中でそこは金融庁さんとも色々協議をさせていただければと考えているところでございました。

○落合座長代理　ありがとうございます。

今のところ具体的におっしゃっていただくことは難しいタイミングなのかもしれませんが、具体的な要望などは、実施してみたいと思われるという民間側からの相談自体はあると考えてよろしいのでしょうか。

○中本部長　そのとおりでございまして、6 ページの下段に書いているような事業がその例になってございます。

○落合座長代理　分かりました。そうすると特にここに書かれているような内容を主にということで、改めて理解させていただきました。

そうしましたら金融庁のほうにもお伺いしたいところですが、一定の銀行業高度化等業務でGX産業に関する業務を追加するということで、前向きに御検討いただいております、大変感謝申し上げます。

特に札幌市の資料 6 ページの下にあるようなものが念頭に置かれている部分もあるということですが、これについては先ほど御説明いただいた中で、社会的な必要性や合理性もあるのではということで、ある程度こういったものを追加していくことは十分想定されるということでよろしいでしょうか。

○大来参事官　ありがとうございます。

北海道・札幌市の資料 6 ページの下にありますような事業を念頭に置かれているということも十分踏まえて、今後検討していきたいと思っております。その際には北海道、札幌市と、あるいはその地域の金融機関とよく相談し、柔軟に調整をさせていただきながらやっていくということでございます。

その際には、私ども制度をつかさどる身としては、先ほどの金融庁の資料 5 ページの検討の方向性の特に下の○でございますけれども、健全性の影響とか、銀行法が一番幹のところ元々心配をしているような保護法益との関係で、行政上の措置・運用で何が防げて、といったようなことを加味しながら検討していくことになろうと思っております。

○落合座長代理　ありがとうございます。

範囲については前向きに御検討いただける方向で御回答いただけたと思っております。

もう一点、実際の実務の運用に関して、先ほども御説明されたように、行政上どう監督していけるか、というか一般的には、一定の高度化等業務であって持ち分比率が過半数に至らないような場合については、届出制になることもあります。このあたり多く出資しようということで、もちろん認可でもって処理される部分も御提案によってはあるのだろうとは思いますが、しかしながら、どういう形でこれを監督していくのかは難しい部分もあるかと思えます。実際には個別に審査があると、銀行の方々も金融庁におっしゃっていただいたことはルールそのものであると捉えて、なかなか大変であると思われることもなくは

ないと思いますので、このあたりをどういうあんばいで設計していかれるかが非常に重要ではないかとは思いますが、もちろんリスク管理は重要なのですが、自治体の方であったり金融機関の方も、申請控えが起きないような形でできる限り運用していくことは御考慮いただけるということでよろしいでしょうか。

○大来参事官 今の御質問は私ども金融庁へのものと理解をいたしました。

まさに所要の行政上の措置、運用については今後検討していくわけございまして、先ほどの大きな意味での第1問目のGX関連産業というのはどういう範囲でどういうふうを書くのかということと、やや連立方程式になってこようかと思えます。今後、具体的にどのような業務、事業を範疇にしていきたいかということをもう少し具体的に自治体あるいは地域金融機関と詰めていく中で、そこに潜在的には一定のリスクがあると思えますので、そのリスクに応じて過不足のないモニタリングといったようなものを考えていくのかなと思っておりまして、過度に心配し過ぎて、大きめあるいは広めのモニタリング等々をしていくということは考えていないということございまして。

○落合座長代理 ありがとうございます。

また詳細は今後だとは思いますが、合理的に整理されている方針と感じました。

最後に1点、場所の限定の点です。今まで金融庁で、特区の中ではということで実施していただくことが難しかった部分があったのですが、今回はどういう形で地域限定をされるのでしょうか。金融機関が北海道、札幌市に所在することなのか、事業会社が北海道にあるということなのか、その事業の場所が北海道なのかといった点もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○大来参事官 ありがとうございます。こちら金融庁への御質問と理解いたしました。

その点につきましても、具体的には今後さらに詰めていきたいと思っておりますけれども、今回御議論いただいている特例の趣旨が、北海道地区の自治体の姿勢あるいはその地区の地域金融機関の果たすべき役割への期待といったようなことございまして、さっき北海道、札幌市のプレゼンにあったように、例えば釧路湿原での開発の在り方と自然保護との関係みたいなところについて、地域密着で見ている人のノウハウをむしろお金の面でも役立てていくというような大きなことだと今のところ理解しておりますので、そうしますとこの適用を受けられる金融機関については、基本的に北海道内に本店を置くような銀行がまずは考えられるのではないかと考えておりますし、実施されるGX関連業務も北海道内で行われるものを対象とすることが基本かなと考えておりますが、そこについても今後よく対話をしていきたいと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

特に金融機関が北海道の中にあるということは、ある程度想定されているようにも見受けられます。事業の範囲がもしかすると関連するプロジェクト全体では全国にというか、北海道外にまたがっていたり、色々な場合もあろうかと思えます。このあたりは北海道のほうでももう少し要望も詰めていかれることもあろうかと思えます。プロジェクトの範囲

などがあまり極端に狭くならないように、整理をしていただくことはあってもいいかと思
いますので、是非また具体化に合わせて御検討をお願いできればと思います。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 ありがとうございます。

今の落合委員と金融庁の大来様とのやりとりを拝見しておりまして、GX産業というもの
に取り組まれる北海道、札幌市のニーズを非常に御理解いただきながら、柔軟に御検討い
ただけるという方向性の御答弁をいただいたかなと思っております。

私からは北海道、札幌市のほうにお伺いしたいなと思っております。一定の銀行業高度
化等会社に該当するということになりますと、金融機関としては届出で出資がどんどんで
きていくことになっていくのかなと思います。一方で健全性等に与える影響について考え
ますと、GX事業は様々なものがあり、御記載いただいているものだけでも発電や送配電を
担うであるとか、ある程度インフラを持ってGX産業のほうに入っていかれるというよう
なものから、例えばコンサルテーションであるとかデータの利活用といったような、ライト
なGX事業も考えられるだろうと思います。こうした様々なものを一括してこの特例による
というのはなかなか難しい面もあるのかなと思っております。ただ、特区ということで、
地域限定というふうに限定をかけることで、どう進めていかれるのかというのが今後議論
されていくのかなと思っております。

御質問は、特区を活用いただきながら地域限定で金融機関も含めて地域に与える、ある
いは健全性の観点からも問題がないような取組、工夫はどのようなことが考えられるのか
ということをもし構想があればお伺いしたいと思っております。例えばその地域の中で、
自治体も含めて何かリスクテークのようなものを全てこの会社が負うのではないというよ
うな方策もあり得るのかどうかであるとか、あるいはそういうリスクがあるようなものは
このGX産業からは一旦除くのだというふうに、特例を求めるGX産業からは除くのだとい
うようなお考えなのか、もしお考えがあればお伺いしたいと思いました。

以上です。

○中本部長 ありがとうございます。札幌市、中本です。

リスク管理の観点是非常に重要な視点だと認識をしてございます。特例措置が認められ
たからといって、何でもかんでも闇雲に取り組むということにはならないと考えてござい
ますので、地域の金融機関さんとも密に協議をさせていただいて、また、金融庁さんから
も御指導いただきながら、そこをしっかりと念頭に置いた上での制度設計と運用のルール
ということに取り組んでまいりたいと思いますので、今後の検討によるところが多いので
すけれども、そこはしっかり対応してまいりたいと考えてございます。

○堀委員 今、何かお持ちのものがあるわけではなく、今後、ステークホルダーの皆様と
検討されていくということになりますでしょうか。是非前向きに進めていただきたいなと

思うものの、やはり何か知恵出しが必要なのかなと思っております、リスクの観点、そしてプラスの推進の観点、両方において地域の活性化のために御検討いただければと思います。

以上です。

○中本部長　ありがとうございます。

一つ申し上げておきますと、資料の5ページで説明をさせていただきました認証の仕組みであるとかプラットフォームの仕組みというのは、その事業がゼロカーボンに与える効果とかのほかに、その事業を行う会社の健全性なども評価するような仕組みを今、検討してございますので、これと地元金融機関の出資とかを結び付けることでしっかりとリスク管理できる、一つ仕組みとしてはそういうものを検討しているところでございます。

以上です。

○堀委員　ありがとうございます。

○中川座長　ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

今回、札幌市、北海道の御提案を金融庁のほうで前向きに受け止められていることについて、積極的に評価したいと思います。

特に金融というのは、金融関連の規制につきましては特区のような地域を限定して実験して、エビデンスを積み上げて、それを全国措置につなげるというような方式がなかなかないのではないかと考えられておりましたけれども、これにつきましては今回は非常に前向きな取組をされていることについて評価をさせていただきたいと思います。

それを今回の北海道、札幌市の取組だけではなくて、是非ほかの特区に関する規制緩和につきましても応用できるような検討を今後進めていただきたいと思います。そういう意味で委員のほうから、例えばGX産業の定義や地域限定の仕方、あるいはリスクを回避するための何らかの地元の取組につきまして、様々な検討課題が指摘されたと思います。その点につきましては、北海道、札幌市、それから金融庁のほうで詰めていただくことになると思いますが、今回は先ほど申し上げましたように、おそらく金融関連規制に関しまして非常にモデル性の高い取組だと思いますので、今回指摘されたようなものを是非札幌市、北海道、金融庁で緻密に御検討いただいて、この取組を前に進めていただくことを高い期待を持って見ていきたいなと思っております。

以上でございます。

何か発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、「『一定の銀行業高度化等会社』の業務へのGX業務の追加」に关します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを、これをもちまして。すみません、落合委員どうぞ。

○落合座長代理　一言だけ、非常に画期的な取組だと思いますし、まさしく金融資産特区に求められるような取組になるのではないかと考えております。

最後に割り入ってしまいまして失礼いたしました。

○中川座長 とんでもないです。

それでは、これをもちまして国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、どうもありがとうございました。